

電力のガスの食料品等価格高騰緊急支援給付金のご案内

支給要件確認書の提出をお忘れではありませんか?

令和4年10月27日に対象世帯へ「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書」を発送しました。まだ提出されていない方は、お忘れなくご提出ください。ご不明な点がございましたら、問合先までご連絡ください。

提出期限 令和5年1月31日(火)まで(郵送の場合、1月31日(火)の消印有効)

令和4年度住民税非課税の世帯でも、申請が必要な場合があります

令和4年度住民税均等割が非課税の世帯で、世帯の中に令和4年1月2日以降にあま市へ転入した方がいる場合は、申請書により手続きが必要です。

ただし、世帯全員が、住民税を課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は対象外です。詳しくは問合先までご連絡ください。

令和4年度住民税課税の世帯でも、家計急変世帯として支給できる場合があります

令和4年度住民税が課税されている世帯でも、予期せず家計が急変し、令和4年1月から12月までの任意の1か月の収入が住民税非課税相当の収入となった世帯が対象です。申請書により手続きが必要です。詳しくは問合先までご連絡ください。

- ※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(任意の1か月収入×12倍)が 住民税均等割非課税水準以下であることを指します。
- ※あま市の住民税非課税となる年間給与収入の目安は単身の場合、年額93万円以下(月額77,500円以下)、ひとり親及び障害者控除の場合、年額204万円以下(月額170,333円以下)

申請書配布窓口 社会福祉課(甚目寺庁舎)、七宝・美和市民サービスセンター

申請期限 令和5年1月31日(火)

問合先 社会福祉課 給付金コールセンター

☎0120·113·202(土·日曜·祝日を除く 午前9時から午後5時まで)

「第3次あま市行政改革大綱(素案)」「ほろいてのご意見を募集します

市では、将来にわたって持続可能な行財政運営を行っていくために「第3次あま市行政改革大綱」(計画期間:令和5年度~令和9年度)の策定作業を行っています。

このたび、計画の素案について、広く市民の皆さんからのご意見を募集します。

意見の募集期間	1月25日(水)~2月24日(金)
閱 覧 方 法 (閱 覧 場 所)	市公式ウェブサイト、企画政策課(本庁舎)、七宝・甚目寺市民サービスセンター(土・日曜・祝日を除く)
意見を提出できる方	市内に住所、または事務所もしくは事業所を有する個人及び法人その他の団体、第3次あま市行政改革大綱(素案)に利害関係を有する方
意見の提出方法	件名(「第3次あま市行政改革大綱(素案)」についての意見)、住所、氏名、電話番号、ご意見(※)を明記し、郵送、FAX、メールで提出いただくか、企画政策課、または七宝・甚目寺市民サービスセンターにご提出ください。 ※様式は閲覧場所及び市公式ウェブサイトに用意していますが、任意様式でも可能です。
意見の取り扱い	提出いただいたご意見は、後日、市公式ウェブサイト等で公表します。 (ご意見などの内容以外は公表しません) なお、ご意見などに関して、個別の回答はいたしません。
提 出 先	〒490-1292 あま市木田戌亥18番地1 あま市役所 企画政策課 ☎444·1712 FAX444·0982 ⊠kikaku@city.ama.lg.jp

問合先 企画政策課 ☎444·1712 FAX 444·0982